

5月定例記者会見資料
令和8年5月25日

(市営)上下水道料金の減免について

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市営上下水道料金の減免を実施します(手続き不要)。

1 水道料金の減免

(1)対象(約57,000世帯)

市営水道利用者で、水道メーターの口径が「13・20・25mm」の世帯

※市営水道=JR 総武線より北側 / 県営水道=JR 総武線より南側

(2)減免額 基本料金の半額

基本料金(1か月あたり・税込み)

メーター口径	通常基本料金	半額減免	減免後基本料金
13mm	715円	▶▶▶	357円
20mm	1,375円	▶▶▶	687円
25mm	2,332円	▶▶▶	1,166円

《参考》県営水道=水道料金の20%の減免

2 下水道料金の減免

(1)対象(約85,000世帯)

全ての利用世帯(一部を除く)

(2)減免額 基本料金の全額

基本料金(1か月あたり・税込み)

通常基本料金	全額減免	減免後基本料金
1,032円	▶▶▶	0円

3 実施期間

上下水道ともに令和8年7月検針分から12月検針分まで(6か月間)

- ・7月～10月までの4か月分 ⇒ 「令和8年度当初予算」で計上済み
- ・11月～12月までの2か月分 ⇒ 「令和8年度習志野市議会 第2回定例会」に補正予算として提案予定

4 一般家庭への影響額

⇒ 6か月で 約1万円 の減免

6か月分の減免総額			
メーター口径	水道	下水道	合計
13mm	2,148円	6,192円	8,340円
20mm	4,128円		<u>10,320円</u>
25mm	6,996円		13,188円